

班 回 覧

「ポイ捨て等防止に関する条例」(案) に対する パブリックコメント(意見募集)の実施について(周知)

由布市では、良好な生活環境を確保し清潔で快適な由布市を構築することを目的に「ポイ捨て等防止に関する条例」を制定いたします。つきましては、広く市民の皆さま及び市内の事業者の皆さまのご意見を反映させるため、パブリックコメントを実施します。

●意見の募集期間

10月18日(金) 午後5時まで《必着》

※メール送信は10月20日(日) 午後5時まで可

●条例の閲覧場所

由布市環境課(本庁舎新館2階) 挟間庁舎・湯布院ラックホールの地域振興課
市ホームページ

●意見の提出方法

ご意見は、①Excel データまたはPDFデータを電子メールにて送信②所定の意見募集用紙に必要事項を記入し、環境課または挟間振興局地域振興課、湯布院振興局地域振興課までお持ちいただくか郵送のいずれかの方法にて提出ください。

※電話や窓口での口頭による意見は受け付けません。

※本条例と無関係の意見や苦情、他者を誹謗中傷する内容を含む意見は、提出意見として取り扱いません。

【郵送】由布市役所 環境課宛て

〒879-5498

由布市庄内町柿原302番地

【FAX】097-582-1361 【メール】kankyo@city.yufu.lg.jp

●提出された意見の取り扱いについて

提出していただいた意見は、各意見に対する考え方を示して公表します。そのため、提出いただいた意見の記載内容は、個人情報を除き公開される場合があります。

各意見に対しての個別の回答、提出していただいた書類などの返却は行いませんので、予めご了承ください。

お問合せ

由布市環境課

電話097-582-1310